

令和7年度 運営指導における主な指導事例（訪問看護に関する事項）

1 運営基準

(1) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について

【事例】

訪問看護計画書について、具体的なサービス内容等（サービス提供日及び時間）を記載していない。

ア 利用者の希望，主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて，療養上の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成してください。

2 介護報酬

(1) 緊急時訪問看護加算について

【事例】

事業者から届出されている「緊急時訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」が実態と異なっている。

ア 連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員について，実態に基づいた「緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を出してください。